

2018年4月12日

女性活躍推進法等改正案（閣法）に関する質問

立憲民主党無所属フォーラム・池田真紀

立憲民主党の池田真紀です。立憲民主党・無所属フォーラムを代表して質問します。

質疑に先立ち、一言申し上げます。櫻田大臣の論外の発言と辞任の例を見るまでもなく、安倍内閣や与党の気の「緩み、おごり」は、もはや限度を超えています。大臣や副大臣が暴言・失言をするたびに、安倍総理は通り一遍の謝罪の言葉しか発しませんが、総理の言葉の発する気持ちの入らない言葉は、もはや聞き飽きました。任命責任を感じるというのなら、それを行動で示すべきではないでしょうか。

われわれ野党は、この櫻田大臣や塚田前国交副大臣の「忬度」発言、更にはF-35Aの墜落事故などを受けて、予算委員会における集中審議を要求しました。任命責任を感じると総理自らが仰ったのですから、当然これにも応じると思いきや、与党側は全く応じようとしていません。任命責任と口先では言いながら、国会での説明から逃げ回るのは、何の説得力もありません。これ以上の緩み、おごりはごめんです。まずは集中審議に応じるくらいの気概と誠意を見せては如何でしょうか。改めて厳しく指摘させていただきます。

それでは本日議題となりました女性活躍推進法の一部を改正する法律案について質問させていただきます。

女性が個性と能力を十分に発揮できるようにするには、国として、女性1人1人の活躍を応援しようという意識を、あらゆる施策を通じ、しっかり社会に示すことが求められています。具体的には、働く女性に対する社会の理解を増進するべく、働く上でのあらゆる障壁をとり除き、女性にとって「働きやすい」

環境整備を行うだけではなく、女性への偏見や差別を解消するとともに、育児や介護、家事という固定化された「女性役割」を社会全体で担っていくことこそが、まずは大前提です。

しかし、自民党をはじめとする与党議員の直近の発言から、この女性活躍を真に理解をしているのか、思いは本当か疑念を抱かざるを得ません。例えば、平成 30 年 4 月、財務省事務次官が女性記者へのセクハラでは、「胸触っていい？」などと言動したこの件について、5 月麻生大臣は「はめられた」「セクハラ罪はない」「事実を言っただけ」という発言をされました。

平成 30 年 4 月、自民党衆議院議員はセクハラ撲滅を訴える野党女性議員の写真とともに「セクハラとは縁遠い方々」とツイッターで書き込みし、のちに削除しました。

平成 30 年 5 月 10 日、自民党衆議院議員は、結婚披露宴にて「新郎新婦は必ず 3 人以上生んでほしい」

平成 30 年 3 月 29 日、党の部会にて自民党衆議院議員は、「雇ったら実は妊娠、産休、違うだろ」とマタハラと批判されかねない発言がありました。

平成 26 年 3 月、北海道 5 区補選選挙の自民党候補の応援に来道された自民党衆議院議員は「巫女のくせになんだと思った。巫女さんを誘って夜に説得しようと思った」と放言し、続いて 4 月には国会で質問中の野党女性議員に「早く結婚して子供を産まないと駄目だぞ」とヤジを飛ばしました。

ひっくりかえるような言動が続くのは、そもそも安倍政権下ではセクハラをしてはいけない以前にセクハラが何かをわかっていないからではないでしょうか。

昨年、セクハラ研修は財務省幹部から実施しましたが、「被害者に名乗り出ることがそんなに苦痛なのか」と発言し指摘や批判を受けたが撤回しなかった財務省官房長も麻生大臣も参加されていません。

今回の改正は3年後の見直しです。女性活躍推進法が成立した翌月、平成27年9月29日菅官房長官は、「芸能人の結婚を機に一緒に子どもを産みたいという形で国家に貢献してくれればいいなと思う」と発言され物議をかましました。抗議も多くあったものの失言かと問われると「全くない」と明言をされまし。菅官房長官にお尋ねします。今でも「産んで国家に貢献」ということは失言では全くないと思っていますか？3年後の見直しに向けてどのような意気込みがおりますか。

(問一. セクハラ禁止規定の要否)

現行の男女雇用機会均等法は、事業主が講ずべき措置を規定していますが、セクシュアルハラスメントによる被害は依然として多く発生しています。抜本的な解決を図るためには、法律でセクシュアルハラスメントの禁止を明記し、それが違法なものであることを明確にする必要があると考えます。

また、国連女性差別撤廃委員会からも、セクシュアルハラスメントの禁止の法制化が強く要請されています。

セクハラ禁止法案は、セクシュアルハラスメントの禁止規定を設けた画期的な法案であると考えます。提出者に対し、セクハラ禁止を明記した趣旨を伺います。政府に対しては、政府案においてセクハラ禁止規定を置けなかった理由を厚労大臣にお聞きします。

(問二. セクハラにおけるフリーランス、就活)

最近では、OB訪問の機会を悪用する等、早く内定を取りたいという就職活動中の学生の心理につけ込んだ卑劣極まりないセクシュアルハラスメントが社会問題となっております。

また、企業等に属していない、いわゆるフリーランスの方についても、仕事

を打ち切られるかもしれないとの不安から、セクシャルハラスメントの被害を受けても、声を上げられずにいる事例が存在すると聞いています。

就活生やフリーランスのように声を上げにくい弱い立場にある方々こそ、セクシャルハラスメントの被害を受けないように守らなければなりません。

このように、労働者に限らず広くセクシャルハラスメント規制による保護の対象とする必要があると考えますが、セクハラ禁止法案におけるセクシャルハラスメントの対象者の範囲について伺います。

また、政府案に対して、フリーランス、就活中のセクハラについて、どのように措置するのか、厚労大臣にお聞きします。

（問三 取引先の労働者や顧客からのパワハラを法律上の措置義務の対象としない理由）

内閣提出法案は、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されること」と定義しています。厚生労働省は、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為については、法律上の措置義務の対象とはしないが、指針において労働者からの相談体制の整備や被害者への適切な配慮等を行うことが望ましい旨を記載すると説明しています。取引先や顧客などは対象に入らず、定義をおくことでかえって対象をせばめるのではないかと思われれます。

野党のパワハラ規制法案において、いわゆるカスタマーハラスメントや取引先の従業員によるパワハラも規制の対象とした趣旨をお聞きします。内閣提出法案において、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為を法律上の措置義務の対象としなかった理由及び法律上の措置を講じる必要性について厚生労働省の見解を伺います。

（問四 ILO 批准について）

我が国は、ILO の分類ではハラスメントに対する法規制がない国として分類されています。このままでは世界的に遅れた現状となっています。

2019 年 6 月、IL0 条約への批准について、どうするつもりなのか、政府にお尋ねします。

私は介護現場にもおりましたので訪問先で利用者や家族からのセクハラ、さらには、被害を訴えても「プロとしてセクハラを受けたあなたが悪い」と否定されることも多く、離職する要因の一つともなっています。医療現場とは違って、介護は長く続くその人の人生、生活そのものである介護においては性を尊重し同性介護の徹底がなされることが理想であり原則ですが、実際には特に高齢者介護現場では行き届いていません。排泄や着替え、入浴介助などプライバシーまで踏み込みケアする。羞恥心に配慮し自己肯定感を阻害することないようさりげなく介助することが必要です。しかし、中には、介護の現場においても利用者やその家族などから、暴言や暴力、セクハラがありますが、これが不当な要求なのか、疾患や心理面からくるケアする対象そのものなのか、非常に迷い悩みます。特に訪問介護は密室です。夜間介護もあり泊まり込みもあります。密室ですし、関係性からすると「優越な立場」とは言い難い立場で、かつケアを必要とする方たちです。暴言、暴力、セクハラについての調査結果も新聞などで報道されはじめましたが、対象者がケアを必要とする方々であってその判断にも専門的な見立てや判断が必要です。介護業界はこれからも大変な人手不足と外国人ケア労働者も増えてきており、被害者にも加害者にもさせないケア現場のあり方、専門的なセクハラ対策が必要と考えます。

また、フリーランスや就活中の学生、職業生活だけではなく町内会や学校、地域のスポーツクラブや塾の地域など、あらゆる場所においても、とにかくセクハラはダメなんだという文化、風土を国全体で作らなければならないと思います。法の抜け穴であります議員などもマタハラやセクハラ、票ハラやマンス

プレイニング被害が多発している実態であります。

女性が真に活躍できる社会、国とは、性差だけではなく、性的指向性自認や人種、国籍、障害、妊娠や子育て家庭など、多様な、すべての人々が個性を生かし「今」を生きやすい社会、国へ確実な一歩となります。

今回の女性活躍推進法改正においては、活発な国民議論になりますように、「今回はここまで、でも次のステップはコレ」と示すような有意義な審議となるよう与野党ともお願い申し上げ、質問を終了させていただきます。